

愛知県における環境影響評価制度のあり方について

(答申)

平成24年5月

愛知県環境審議会

目 次

はじめに	1
1 環境影響評価制度の状況	
(1) 愛知県における環境影響評価制度	1
(2) 環境影響評価法の一部改正	2
2 愛知県における環境影響評価制度のあり方	
(1) 配慮書手続	
ア 配慮書手続の必要性	2
イ 検討の実施時期	3
ウ 調査、予測及び評価手法	
(ア) 調査・予測手法	3
(イ) 評価手法	3
エ 対象とする事業	
(ア) 対象とする事業	4
(イ) 法の第二種事業との関係	4
(ウ) 名古屋市環境影響評価条例との関係	4
オ 手続の仕組	
(ア) 配慮書の記載事項	5
(イ) 配慮書の送付・公表	5
(ウ) 意見聴取	5
(エ) 知事等の関与	6
カ 配慮書手続の結果の反映方法	6
キ 都市計画決定権者が行う配慮書手続	6
(2) 方法書の周知方法（要約書の作成・説明会の開催）	6
(3) 電子縦覧	7
(4) 事後調査	7
(5) 条例の対象事業	
ア 条例の対象事業の現状	8
イ 風力発電所の追加	8
(6) 大規模災害発生時の対応	9
(7) 愛知県環境影響評価審査会の役割	10
(8) 新制度への円滑な移行	
ア 経過措置の必要性	10
イ 配慮書手続	11
ウ 方法書説明会の開催	11

エ 電子縦覧	1 1
オ 風力発電所	1 1
(9) 今後の課題	1 2

参考資料

環境影響評価の対象となる事業の概要	1 3
今後の環境影響評価制度の手續イメージ	1 4
配慮書手續の条例への導入パターンイメージ	1 6
愛知県環境審議会総合政策部会における審議経過	1 7
愛知県環境審議会総合政策部会構成員	1 8

はじめに

愛知県における環境影響評価制度は、愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号。以下「条例」という。）と、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）の一体的な運用により形成されているところである。

こうした中、国において、法の施行から 10 年が経過する中で生じた様々な課題に対応するため、平成 23 年 4 月に環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 27 号。以下「改正法」という。）が公布され、平成 25 年 4 月に完全施行されることとなった。

これらを踏まえ、平成 23 年 7 月に知事から「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」愛知県環境審議会に諮問がなされ、同審議会総合政策部会においてその審議を行ってきた。

総合政策部会では、平成 24 年 4 月に「中間とりまとめ」を公表し、県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、県民の方々の意見を募集したところ、3 名から 15 件の意見が寄せられたので、これらの意見を参考にさらに検討を加えた。

愛知県においては、環境影響評価制度を一層充実させるため、速やかに条例等の改正を図られたい。

1 環境影響評価制度の状況

（1）愛知県における環境影響評価制度

愛知県における環境影響評価制度は、昭和 59 年 8 月に「環境影響評価の実施について」が閣議決定されたことを受け、昭和 61 年 3 月に愛知県環境影響評価要綱（昭和 61 年愛知県告示第 360 号）が制定され、55 件の環境影響評価の適用実績が積み重ねられてきた。

その後、平成 5 年 11 月に環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）が、平成 7 年 3 月には愛知県環境基本条例（平成 7 年愛知県条例第 1 号）が制定され、「環境影響評価の推進」が位置付けられた。

こうしたことを受け、平成 9 年 6 月に法が、また、本県においては、平成 10 年 12 月に条例が制定され、これらは平成 11 年 6 月に完全施行され、現在に至っている。

条例の施行からこれまでの間、平成 12 年 12 月に環境影響評価の手續と都市計画に係る手續との調整を図るための特例規定の整備や、平成 19 年 3 月に鉱物の掘採事業の条例対象事業への追加等、必要な見直しも行われてきたところである。

これら法や条例が施行されて以降、現在までに法の対象事業 5 件、条例の

対象事業 8 件について、審査・指導が行われ、現在の環境影響評価制度は、環境に関する重要な施策として定着し、環境の保全に配慮した事業の実施の確保に一定の成果を挙げてきた。

(2) 環境影響評価法の一部改正

改正法では、対象事業に関する位置、規模等の計画の立案の段階において、環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）について検討し、その検討を行った結果についてまとめた計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成する制度（以下「配慮書手続」という。）の新設や、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）における説明会の義務化、方法書、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及び環境影響評価書（以下「評価書」という。）のインターネットを利用した公表の義務化、環境保全措置等の公表等の手続（以下「報告書手続」という。）の具体化等が盛り込まれた。

2 愛知県における環境影響評価制度のあり方

(1) 配慮書手続

ア 配慮書手続の必要性

法や条例による現行の環境影響評価制度においては、既に事業の枠組が決定された段階で手続が開始されるため、より適正な環境配慮を行うために計画を見直すなどといった、柔軟な対応が困難な場合がある。

このような課題に対しては、事業のより早期の段階において環境配慮を検討し、適切な計画を立案しておくことが重要である。

このため、改正法においては、配慮書手続を新設し、原則として複数案を設定し、設定された複数案ごとに計画段階配慮事項について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ方法書以降の手続を行うことが明確にされた。

一方、本県の制度においては、事業特性の把握に当たって、「対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握する」とともに、方法書、準備書及び評価書の作成に当たって、「対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにする」よう環境影響評価指針（平成 11 年愛知県告示第 445 号）において求めている。

さらには、「環境配慮型事業の推進に関するガイドライン」（平成 13 年 3 月・愛知県）を作成し、事業計画の検討結果を方法書に記載するよう指導

しているが、いずれも強制力はなく、外部の意見を聴く仕組ともなっていない。

こうしたことから、事業のより早期の段階で環境に配慮した計画を立案するため、改正法に準じた配慮書手続を条例に導入することが適当である。

イ 検討の実施時期

対象とする計画段階配慮事項の検討の実施時期については、改正法と同じく、個別事業の計画・実施段階前における事業の位置や、規模、施設の配置、構造等の検討段階とすることが適当である。

ウ 調査、予測及び評価手法

(ア) 調査・予測手法

調査・予測の手法については、その後の環境影響評価の中で詳細な調査・予測が行われることを踏まえれば、計画熟度の低いこの段階では、設定された複数案ごとに既存資料を基に実施することで足り得るものと考えられる。

ただし、既存資料では必要な情報が十分得られないなどの場合には、必要に応じて、専門家からの知見の収集、現地調査等を実施することが考えられる。

こうした方向性の下、具体的な手法については環境影響評価指針において整理する必要がある。

(イ) 評価手法

改正法の趣旨から考えると、評価は、原則、複数案を対象に環境影響の比較整理により行うことが適当である。

対象とする事業の実施主体や内容の特性等に応じ、事業の位置のほか、規模又は施設の配置、構造等の様々な要素について複数案が検討できるような柔軟な制度とすることが適当である。

やむを得ず複数案が設定できない場合においては、その理由を明らかにする必要がある。

こうした方向性の下、具体的な手法については、環境影響評価指針において整理する必要がある。

なお、配慮書手続は、環境面での比較整理を行うものであり、その後の事業計画の絞り込み・決定は、社会面、経済面等を含め、事業者が総合的に判断することとなる。

エ 対象とする事業

(ア) 対象とする事業

配慮書手続は、事業のより早期の段階において環境配慮を検討し、適切な計画を立案することに資するものであり、また、その結果は、方法書以降の手続につながるものであることから、条例の対象事業をすべて対象とすることが適当である。

なお、改正法においては、法の対象事業のすべての事業種が対象とされたところである。

(イ) 法の第二種事業との関係

条例においては、法の第二種事業であって、法の第二種事業に係る判定（以下「スクリーニング」という。）の結果、法の手続が不要とされた事業を対象事業として、方法書以降の手続を義務付けているところである。

改正法で新設された配慮書手続は、第一種事業を実施しようとする者には義務付けられているが、第二種事業を実施しようとする者は任意となっていることから、改正法に基づく配慮書手続が実施されない場合があり得る。

したがって、改正法に基づく配慮書手続を行わないと判断された法の第二種事業についても、法のスクリーニングの前に、条例による配慮書手続を課すことが適当である。

なお、環境省は、改正法に基づく配慮書手続を行わないと判断した第二種事業を実施しようとする者に対し、条例により配慮書手続を課すことは、「条例との関係」を規定する法第 61 条第 2 号に抵触することにならないと整理した。

(ウ) 名古屋市環境影響評価条例との関係

条例第 39 条第 2 項において、「対象事業が実施されるべき区域が、環境影響評価及び事後調査に関してこの条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内に限られるときは、当該対象事業については、この条例の規定は、適用しない。」と規定されている。

このことからすると、配慮書手続についても、同様に取り扱うべきであり、一又は二以上の事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）が指定市町村である名古屋市の区域内に限られるときは、この条例の規定を適用しないことが適当である。

一方、同条第5項には、「対象事業が実施されるべき区域に、指定市町村の区域に属する地域と当該指定市町村以外の市町村の区域に属する地域が含まれるときは、知事は、当該対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続に関して、この条例の規定にかかわらず、当該指定市町村の長と協議して定めるものとする。」と規定されている。

こうした事業実施想定区域が名古屋市の区域と名古屋市を除く県内の市町村の区域が含まれるときの取扱については、名古屋市と調整する必要がある。

オ 手続の仕組

(ア) 配慮書の記載事項

配慮書の記載事項については、改正法では、第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所、第一種事業の目的及び内容、事業実施想定区域及びその周囲の概況、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたものなどとされていることから、これらと同様とすることが適当である。

(イ) 配慮書の送付・公表

事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、配慮書及びこれを要約した書類を知事及び市町村長に送付するとともに、広く周知するため、これらを公表することが適当である。

公表の方法については、公告し、縦覧に供すること及び事業者のウェブサイトへ掲載することが適当である。

(ウ) 意見聴取

県民等からの意見を聴取することは、地域の有益な環境情報の収集に資するものであることから、改正法に同じく、配慮書の案又は配慮書の段階において、事業者は、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めることが適当である。

こうした方向性の下、意見聴取方法については、環境影響評価指針において整理する必要がある。

また、配慮書の案について一般からの意見を求めた場合は、一般からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解を配慮書に記載し、配慮書について一般からの意見を求めた場合は、一般からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解を速やかに知事及び市町村長に送付することが適当である。

(工) 知事等の関与

環境の保全のための配慮事項の検討が適切になされているかを確認するため、知事が、市町村長や、愛知県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、配慮書について、事業者に意見を述べることができる制度とすることが適当である。

なお、市町村長の範囲については、複数の案それぞれについて環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長又は事業実施想定区域を管轄する市町村長が考えられる。

カ 配慮書手続の結果の反映方法

配慮書についての知事の意見とそれに対する事業者の見解、配慮書の案又は配慮書について聴取した一般からの意見の概要とそれに対する事業者の見解については、方法書において明らかにすることが適当である。

また、配慮書手続の過程及びそれ以降の環境の保全のための配慮に関する検討経緯についても、方法書において明らかにすることが適当である。

こうした方向性の下、配慮書手続の結果の反映方法については、環境影響評価指針等において整理する必要がある。

キ 都市計画決定権者が行う配慮書手続

条例において、対象事業が市街地開発事業として都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合においては、都市計画決定権者が事業者に代わるものとして、環境影響評価の手続と、都市計画の決定又は変更をする手続を併せて行う、都市計画特例が規定されている。

配慮書手続においても、こうした都市計画特例を設けることが適当である。

(2) 方法書の周知方法（要約書の作成・説明会の開催）

準備書は、内容が詳細、専門的かつ大部にわたるものであることから、事業者に対して準備書の縦覧期間内に、説明会の開催を義務付けている。

準備書・評価書については、必ずしも専門的知識を有しない者にもその内容をわかりやすく周知する必要があるため、これらを要約した書類等の作成を義務付けている。

一方、方法書は、内容も簡易であり分量も多くないことなどから、方法書

を要約した書類の作成や、説明会の開催を義務付けていなかった。

しかし、実際には、専門的で分量も多くなってきたことから、その内容について理解を深めていただくために、方法書を要約した書類を作成したり、方法書段階において説明会を開催する事業者が多くなってきた。

こうしたことから、改正法において、事業者に対し、方法書を要約した書類の作成や、方法書段階における説明会の開催が義務付けられた。

したがって、条例においても、方法書への理解を深めていただくための制度を構築する必要があることから、方法書を要約した書類の作成や、方法書段階における説明会の開催を義務付けることが適当である。

なお、方法書段階における説明会については、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において開催することとするなど、その開催方法は、準備書段階における説明会と同様とすることが適当である。

(3) 電子縦覧

方法書、準備書及び評価書並びに条例における事後調査報告書は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、事業者が、一月間縦覧することとなっている。

また、方法書及び準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、だれもが意見を提出できることとなっているが、現行の制度では、縦覧場所まで行かなければ図書を閲覧することができない。

こうした中、インターネットの普及に伴い、これを利用した図書の公表や、ウェブサイトの専用フォームによる意見書の受付を実施している事業者もある。

このため、改正法においては、これまでの縦覧方法に加え、方法書、準備書及び評価書のインターネットを利用した公表が事業者に義務付けられた。その方法は、事業者のウェブサイトや、関係都道府県又は関係市町村の協力を得て、当該地方公共団体のウェブサイトへ掲載することとされた。

したがって、条例においても閲覧する者の負担を軽減するため、条例の対象事業に係る方法書、準備書及び評価書（これらを要約した書類等を含む。）並びに事後調査報告書について、事業者のウェブサイトへの掲載による公表を義務付けることが適当である。

(4) 事後調査

条例では、環境影響評価における、予測の不確実性を補うなどの観点から、工事中や供用後における事後調査手続を制度化しており、これが制度化されていない法の対象事業についても準用している。

評価書に事後調査を位置付けた事業者は、事後調査を実施し、その報告書を知事等に送付するとともに、一月間縦覧することとなっている。また、知事は、事業者に対し意見を述べる事が可能となっている。

改正法において、工事完了までの事後調査に関する報告書手続が制度化されたが、知事の関与する機会が設定されておらず、また、供用後も対象としている条例による事後調査の制度と乖離がある。

また、準用規定を維持した場合にあっては、法の対象事業に係る事業者は、手続的には改正法と条例のそれぞれを行うこととなるが、実施すべき事後調査の内容はほぼ同じである。

したがって、条例における事後調査手続に係る制度については、法の対象事業に係る準用規定を含め、既定のとおり維持することが適当である。

なお、環境省は、改正法の報告書手続とは別に条例で事後調査手続を課すことは、「条例との関係」を規定する法第 61 条第 2 号に抵触することにはならないと整理した。

(5) 条例の対象事業

ア 条例の対象事業の現状

条例の対象事業の種類や、規模等の要件は、次のとおり構成されている。

○ 条例が独自に対象とする事業

(例) 県道及び市町村道の新設又は改築の事業：車線の数 4 以上かつ長さ 7.5 キロメートル以上

○ 法の第二種事業であってスクリーニングの結果、法の手続が不要となった事業

(例) 一般国道の新設又は改築の事業：車線の数 4 以上かつ長さ 7.5 キロメートル以上 10 キロメートル未満

条例の対象事業については、「愛知県環境影響評価条例の対象事業の見直しについて」（平成 18 年 11 月愛知県環境審議会答申）を受け、平成 19 年 3 月に「鉱物の掘採の事業」を追加し、現在、19 種の事業を対象としている。

イ 風力発電所の追加

エネルギー源の多様化や地球温暖化対策の観点から、近年、再生可能エネルギーに対する期待が高まっており、本年 7 月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されることを踏まえると、今後、風力発電施設は増加することが予想される。

そうした中、風力発電施設による、低周波音や、バードストライク、景

観等の問題が顕在化しており、環境に十分配慮した計画立案が望まれている。

県内の一部の市においては、風力発電施設の設置による同様の問題を懸念し、環境影響評価の実施等を求めるガイドラインが策定されている。

国においては、環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）が平成 23 年 11 月に改正され、風力発電所の設置の工事の事業等を法の対象とするため、次のとおり必要な要件等が定められたところである。

- 第一種事業の規模要件：出力 1 万 kW 以上
- 第二種事業の規模要件：出力 0.75 万 kW 以上 1 万 kW 未満

風況に比較的恵まれた地域を抱える本県では、多くの風力発電施設が設置されており、また、それによる低周波音等の問題が生じている。

こうした状況を踏まえれば、風力発電所の設置の工事の事業等を条例の対象に追加することが適当である。

また、その規模の要件については、これまでの法の対象事業に対する考え方を踏まえ、法の第二種事業相当規模とし、スクリーニングの結果、法の手続が不要となった事業を条例の対象とすることが適当である。

（6）大規模災害発生時の対応

災害時における復旧事業は、人命に直接関わる問題であることから緊急に実施する必要があり、原状回復が基本となる。

法においては、次のとおり災害時における復旧事業等を適用除外（環境影響評価等の手続を要しない）としており、条例第 41 条においても同様に規定している。

- ① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 87 条の規定による災害復旧の事業又は同法第 88 条第 2 項に規定する事業
：災害復旧事業及びこれと併せて行われることを要する再度災害防止事業（通常 of 社会生活に復帰するための原状回復等の事業）
- ② 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 84 条の規定が適用される場合における同条第 1 項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- ③ 被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条第 1 項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第 3 号に規定する事業
：被災市街地について一定の期間（②：一月間・③：一年間）建築制限をかけるもの（その間に復興のための都市計画や区画整理が行われることとなるもの）

法や、条例の適用が除外されるのは、上記①～③に該当する復旧事業等で

ある。このため、例えば、大規模災害が発生した際に、別の場所で、その復旧又は防止のために新たな事業を緊急に行う必要が生じた場合であっても、新たな環境影響が生じる事業については、適用除外とならない可能性がある。

一方、法の規定に加えて、「災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業」も適用除外としている自治体もある。

本県では、東海地震、東南海地震等の大規模地震の発生が高い確率で危惧されており、こうした場合の適用除外についても、準備しておく必要がある。

こうしたことから、条例の規定を適用除外とする対象として、「災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業」を追加することが適当である。

(7) 愛知県環境影響評価審査会の役割

条例の規定により設置されている審査会においては、その権限に属する次の事項等について審査等が行われており、これによって審査の信頼性や、中立性、透明性が保たれている。また、法の対象事業については、準用規定が設けられているところである。

- 環境影響評価指針の策定又は改定にあたっての審査
- 方法書について知事が事業者に意見を述べるにあたっての審査
- 準備書について知事が事業者に意見を述べるにあたっての審査
- 事後調査報告書について知事が必要な措置を求めるにあたっての審査
- 知事の諮問に応じ環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項の調査審議

これまで、審査会が担ってきた役割を踏まえれば、条例の配慮書のほか、法における配慮書の案又は配慮書について知事が意見を述べるにあたっては、審査会の審査を経ることが適当である。

また、改正法において、対象事業に係る環境影響を受ける範囲の全部が一の政令で定める市である名古屋市の区域に限られるものである場合は、方法書及び準備書について、名古屋市長から直接事業者に意見を述べるものとされ、知事は必要に応じ事業者に意見を述べることができるとされた。この場合において、知事が意見を述べるにあたっては、審査会の意見を聴くことが適当である。

(8) 新制度への円滑な移行

ア 経過措置の必要性

条例に配慮書手続を新設するなど、新たな環境影響評価制度（以下「新制度」という。）へと改正されるにあたっては、必要な経過措置を設ける

など、新制度へ円滑に移行されるための適切な措置を講ずることが適当である。

イ 配慮書手続

新制度の施行日前に、方法書を公告している場合は、計画段階配慮事項の検討に戻る必要はないことから、配慮書手続は要しないとするのが適当である。

行政指導等の定めるところにより作成された、対象事業に関する計画段階配慮事項の検討結果を記載した書類であって、関係行政機関及び一般の意見を求めるための手続を経たと認められるものがある事業については、条例の配慮書手続と同等の手続を既に行っているものと考えられることから、手続は要しないとするのが適当である。

環境の保全の観点からすると、新制度の施行日前であっても、事業者が自主的に配慮書手続を実施することができるようにしておくことが望ましい。この場合にあつては、当該手続を実施した事業については、新制度に基づく手続として、新制度の施行日に行われたものとみなすことが適当である。

ウ 方法書説明会の開催

新制度の施行日前に、方法書の公告及び縦覧を終えた事業者は、方法書の周知義務を履行しているため、追加的に説明会の開催義務を課さないことが適当である。

エ 電子縦覧

新制度の施行日前に、環境影響評価図書公告及び縦覧を終えた事業については、図書の周知義務を履行していることになるため、追加的にインターネットを利用した公表を行う義務を課さないことが適当である。

オ 風力発電所

法の第二種事業であつて、法のスクリーニングの結果、法の手続が不要とされた風力発電所の設置の工事等の事業については、新制度の施行日前に、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣への工事計画の届出が受理された事業は条例を適用しないこととするなど、必要な経過措置を設けることが適当である。

(9) 今後の課題

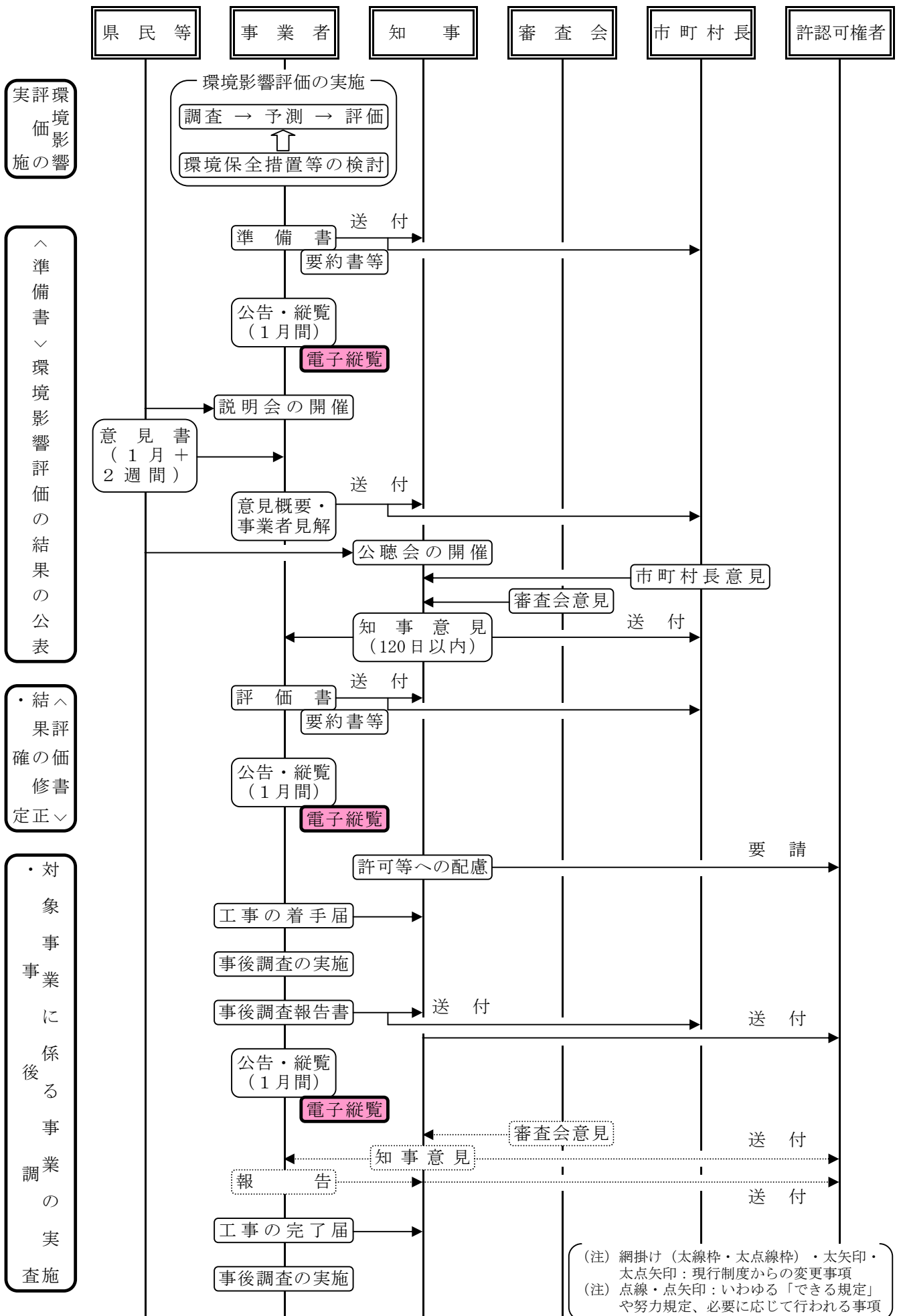
上位計画・政策は、個別の事業の計画・実施に方向性を与えるものであり、こうした早期の段階における環境配慮は地域の環境を保全する上で重要である。

このため、個別の事業の計画・実施に枠組を与えることになる上位計画や政策を対象とした環境アセスメント、いわゆる「戦略的環境アセスメント」(SEA: Strategic Environmental Assessment) について、国の動向を踏まえ、今後検討する必要がある。

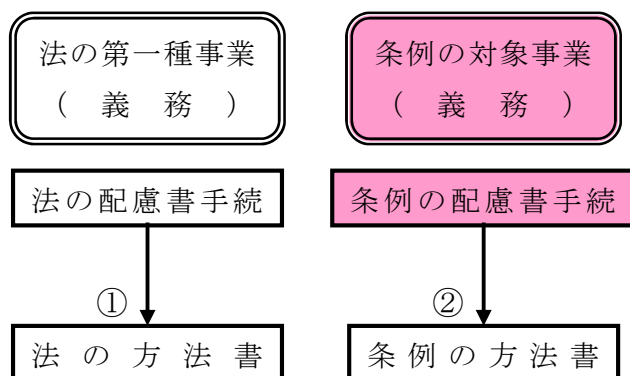
環境影響評価の対象となる事業の概要

対象事業の種類	環境影響評価法対象事業		愛知県環境影響評価条例 対象事業
	第一種事業	(第二種事業)	
① 道路			
高速自動車国道	全て	—	—
指定都市高速道路(4車線以上)	全て	—	—
一般国道(4車線以上)	10km以上	7.5km以上10km未満	7.5km以上10km未満
林道(幅員6.5m以上)	20km以上	15km以上20km未満	15km以上20km未満
県道・市町村道(4車線以上)	—	—	7.5km以上
② ダム・堰その他河川工事			
ダム	貯水面積100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
堰	湛水面積100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
湖沼水位調節施設	湖沼開発面積100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
放水路	土地改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
③ 鉄道			
新幹線鉄道	全て	—	—
普通鉄道	10km以上	7.5km以上10km未満	7.5km以上10km未満
新幹線・普通鉄道以外の鉄道	—	—	7.5km以上
新設軌道	10km以上	7.5km以上10km未満	7.5km以上10km未満
新設軌道以外の軌道	—	—	7.5km以上
④ 飛行場	滑走路長2,500m以上	1,875m以上2,500m未満	1,875m以上2,500m未満
⑤ 発電所			
水力発電所	出力3万kW以上	2.25万kW以上3万kW未満	2.25万kW以上3万kW未満
火力発電所(地熱以外)	出力15万kW以上	11.25万kW以上15万kW未満	11.25万kW以上15万kW未満
火力発電所(地熱)	出力1万kW以上	0.75万kW以上1万kW未満	0.75万kW以上1万kW未満
原子力発電所	全て	—	—
風力発電所	出力1万kW以上	0.75万kW以上1万kW未満	0.75万kW以上1万kW未満
⑥ 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	—	—	処理能力150t/日以上
し尿処理施設	—	—	処理能力150kℓ/日以上
産業廃棄物焼却施設	—	—	処理能力150t/日以上
廃棄物最終処分場	30ha以上	25ha以上30ha未満	25ha以上30ha未満
⑦ 下水道終末処理場	—	—	11.25ha以上
⑧ 工場・事業場	—	—	燃料使用量11.25t/h以上又は 特定排出水の量7,500m ³ /日以上
⑨ 公有水面の埋立・干拓	50ha超	40ha以上50ha以下	40ha以上50ha以下
⑩ 土地区画整理事業			
都市計画に定められるもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
その他	—	—	75ha以上
⑪ 新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
⑫ 新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
⑬ 流通業務団地の造成			
流通業務市街地整備法に規定するもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
その他	—	—	75ha以上
⑭ 農用地の造成	—	—	75ha以上
⑮ レクリエーション用地の造成	—	—	75ha以上
⑯ 工業団地の造成			
首都圏・近畿圏で行われるもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	—
都市再生機構等が行うもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
その他	—	—	75ha以上
⑰ 住宅団地の造成			
都市再生機構等が行うもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
その他	—	—	75ha以上
⑱ 鉱物の掘採又は土石の採取	—	—	事業区域面積75ha以上又は 土地改変面積37.5ha以上
⑲ 複合開発事業	—	—	75ha以上
⑳ 港湾計画	埋立・掘込300ha以上	—	—

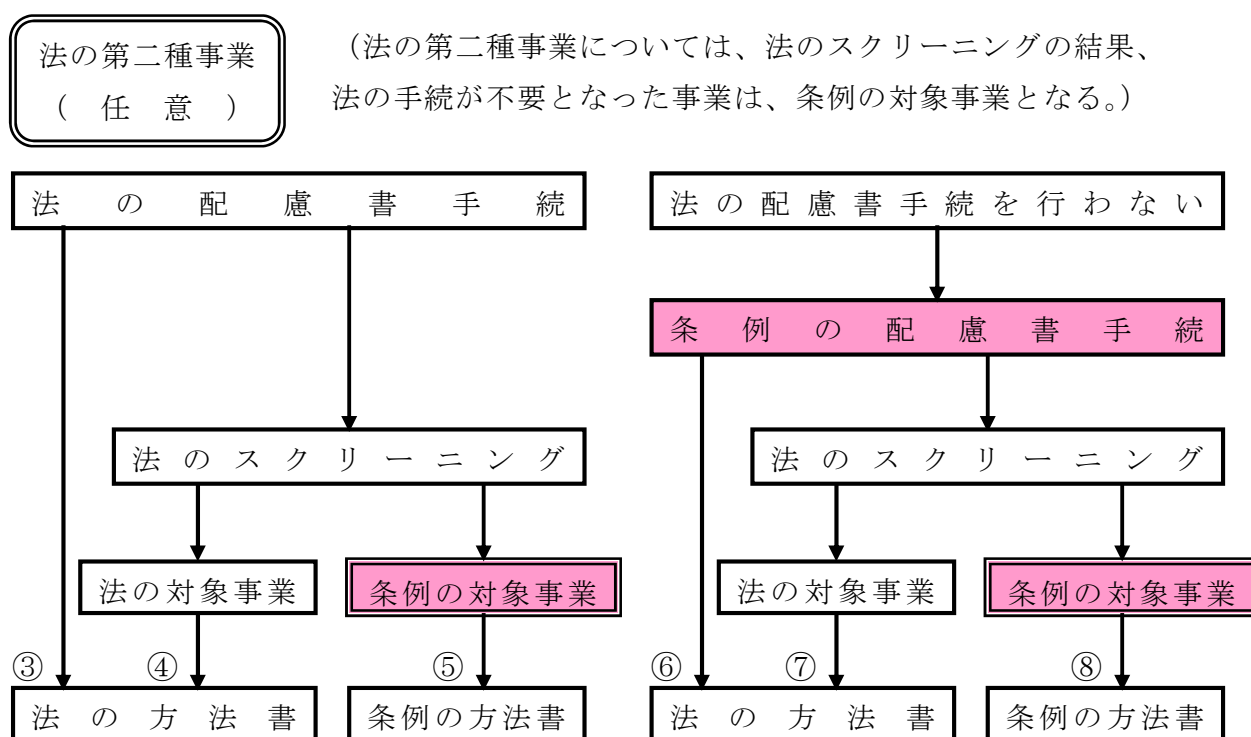
(注) 条例対象事業のうち法の第二種事業と重複するものについては、法による判定の結果、法対象事業とならなかったもののみ条例の対象事業となる。



配慮書手続の条例への導入パターンイメージ



- ① 法の第一種事業は、法の配慮書手続は義務である。法の配慮書手続から法の方法書手続へ進む。
- ② 条例独自の対象事業（⑤及び⑧を除くもの）は、条例の配慮書手続は義務である。条例の配慮書手続から条例の方法書手続へ進む。



- ③～⑤ 法の第二種事業は、法の配慮書手続は任意であるが、法の配慮書手続が行われる場合
 - ③ 法のスクリーニングを経ることなく、法の方法書手続へ進む。
 - ④ 法のスクリーニングの結果、法の対象事業となり、法の方法書手続へ進む。
 - ⑤ 法のスクリーニングの結果、法の手続が不要とされ、条例の対象事業となったため、条例の方法書手続へ進む。
- ⑥～⑧ 法の第二種事業は、法の配慮書手続は任意であり、事業者が法の配慮書手続を行わないと判断し、条例の配慮書手続が課せられる場合
 - ⑥ 法のスクリーニングを経ることなく、法の方法書手続へ進む。
 - ⑦ 法のスクリーニングの結果、法の対象事業となり、法の方法書手続へ進む。
 - ⑧ 法のスクリーニングの結果、法の手続が不要とされ、条例の対象事業となったため、条例の方法書手続へ進む。

愛知県環境審議会総合政策部会における審議経過

開催年月日等	審議事項
<p>諮問 平成23年7月27日</p>	<p>「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」知事からの諮問</p>
<p>第1回 平成23年9月12日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 愛知県環境審議会への諮問について ○ 環境影響評価法の一部改正について ○ 法の改正を踏まえた本県の対応について
<p>第2回 平成23年12月19日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法の一部改正を踏まえた本県における制度のあり方について <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画段階配慮手続について ・ 方法書の周知方法等について
<p>第3回 平成24年2月28日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「愛知県における環境影響評価制度のあり方について（中間とりまとめ）」（案）
<p>第4回 平成24年3月28日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「愛知県における環境影響評価制度のあり方について（中間とりまとめ）」
<p>パブリック・コメント 平成24年4月6日 ～平成24年5月7日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「愛知県における環境影響評価制度のあり方について（中間とりまとめ）」に対する県民意見の募集について
<p>第5回 平成24年5月29日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「愛知県における環境影響評価制度のあり方について（部会報告）」

愛知県環境審議会総合政策部会構成員

区 分	氏 名	職 業
部 会 長	青木 清	南山大学法学部教授
委 員	浅野 智恵美	環境カウンセラー・消費生活アドバイザー
同	稲垣 隆司	愛知工業大学工学部客員教授
同	岡本 明子	環境カウンセラー
同	織田 銚一	岡山理科大学理学部教授
同	木村 真人 (平成 24 年 3 月 31 日まで)	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
同	小嶋 仲夫 (平成 24 年 4 月 1 日から)	名城大学薬学部教授
同	大東 憲二	大同大学情報学部教授
同	竹内 恒夫	名古屋大学大学院環境学研究科教授
同	田中 剛	名古屋大学名誉教授
同	中村 正秋	名古屋大学名誉教授
同	広田 奈津子	映画監督
同	吉久 光一	名城大学理工学部教授
専門委員	河野 義信	一般社団法人中部経済連合会産業振興部長
同	土肥 和則	日本労働組合総連合会愛知県連合会事務局長
同	原田 ちよ子	愛知県地域環境保全委員

(敬称略・五十音順)